

令和6年度 維持管理状況記録

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の状況に関する情報を公表します。

1 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
焼却量 (kg)	A系炉	535,120											535,120
	B系炉	549,490											549,490
	計	1,084,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,084,610
種類	可燃性一般廃棄物												-

2 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度

※ 各測定値は、毎日連続測定を行っています。下記の値は、日平均を月平均したものです。

区分	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度	A系炉	800℃	866										
	B系炉	以上	875										
集じん器流入燃焼ガス温度	A系炉	200℃	177										
	B系炉	以下	185										
一酸化炭素濃度	A系炉	100ppm	38										
	B系炉	以下	21										

3 燃焼ガス温度等の測定を行った位置

測定項目	測定位置
燃焼室中の燃焼ガス温度	炉内
集じん器に流入する燃焼ガス温度	バグフィルタ入口
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	煙突入口

4 ばいじんの除去を行った年月日

設備名	除去年月日
冷却設備及び排ガス設備	常時

5 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

区 分	単 位	基準値	A系炉		B系炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
採取した位置	—	—	各焼却炉煙道			
採取した年月日	—	—				
結果の得られた年月日	—	—				
ダイオキシン類測定結果	ng/TEQ/Nm ³	10以下				

※基準値：ダイオキシン類対策特別措置法

6 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

区 分	単 位	基準値	A系炉		B系炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
採取した位置	—	—	各焼却炉煙道			
採取した年月日	—	—				
結果の得られた年月日	—	—				
ばいじん	g/Nm ³	0.25以下				
窒素酸化物	ppm	250以下				
塩化水素	mg/Nm ³	700以下				
硫黄酸化物	—	17.5以下 (K値)				

※基準値：大気汚染防止法